

市の定める基準等に位置付けられている主な研修について

サービス区分		研修内容					
		虐待防止	身体的拘束等適正化	業務継続	感染症食中毒予防	事故防止	従業者等資質向上
居宅サービス・介護予防サービス	訪問介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問入浴介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問看護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 居宅療養管理指導	① 新		① 新	① 新		○
	通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 通所リハビリテーション	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 短期入所生活介護	① 新	② 新	① 新	① 新		○
	(介護予防) 短期入所療養介護	① 新	② 新	① 新	① 新		○
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	(介護予防) 福祉用具貸与	① 新		① 新	① 新		○※1
	特定(介護予防) 福祉用具販売	① 新		① 新	① 新		○※1
居宅介護支援・介護予防支援		① 新		① 新	① 新		○
地域密着型(介護予防)サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	① 新		① 新	① 新		○
	夜間対応型訪問介護	① 新		① 新	① 新		○
	地域密着型通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	① 新		① 新	① 新		○
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	① 新	② 新	① 新	① 新		○
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○
	地域密着型特定施設入居者生活介護	② 新	② 新	② 新	② 新		○
	看護小規模多機能型居宅介護	① 新	② 新	① 新	① 新		○
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○
介護老人保健施設	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
介護医療院	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
養護老人ホーム	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
軽費老人ホーム	② 新	② 新	② 新	② 新	② 新	○	
有料老人ホーム	①	①	①	①	①	①※2 新	

①…年1回以上 ②…年2回以上 新…新規採用時 ○…事業所内外の研修への参加の機会を計画的に確保すること

※1 福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせること。

※2 特に生活相談員及び直接処遇職員に対する高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、介護に関する知識及び技術、作業手順等について行うこと。

このほか、各加算の算定要件にかかる研修について実施してください。